

価格転嫁の円滑化に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、農林水産省九州農政局及び厚生労働省熊本労働局をいう。以下「乙」という。）と、熊本県内経済団体（熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本経済同友会、熊本県経営者協会、熊本県中小企業家同友会、一般社団法人熊本県工業連合会、公益社団法人熊本県トラック協会、熊本県農業協同組合中央会及び一般社団法人熊本県木材協会連合会をいう。以下「丙」という。）と日本労働組合総連合会熊本県連合会（以下「丁」という。）とは、以下のとおり価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者及び農林業者（以下「中小企業者等」という。）における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業者等の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

（1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

ア 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集

イ 情報収集の結果の共有と発信

（2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

ア 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有

イ ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知

（3）パートナーシップ構築宣言の促進

ア 県内企業へ周知を通じた認知度の向上

イ 宣言企業に対する支援策の検討

（4）重要な社会インフラである物流における「標準的な運賃」の促進

ア 商工団体等を通じた荷主等に対する周知及び依頼等

イ 消費まで含めたサプライチェーン全体での理解の醸成

（5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（事務局）

第4条 本協定に基づく取組みを着実に進めるため、熊本県商工労働部に事務局を置く。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（協定外の事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保有する。

令和5年（2023年）12月19日

甲 熊本県 熊本県知事

乙 国の地方支分部局
経済産業省 九州経済産業局長

国土交通省 九州運輸局長

農林水産省 九州農政局長

厚生労働省 熊本労働局長

丙 熊本県内経済団体
熊本県商工会議所連合会 会長

熊本県商工会連合会 会長

熊本県中小企業団体中央会 会長

熊本経済同友会 代表幹事

熊本県経営者協会 会長

熊本県中小企業家同友会 代表理事

一般社団法人熊本県工業連合会 会長

公益社団法人熊本県トラック協会 会長

熊本県農業協同組合中央会 代表理事会長

一般社団法人熊本県木材協会連合会 会長

丁 日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長

蒲島郁夫

苗村公嗣

吉永隆博

北林栗一郎

新田峰雄

久我彰彦

笠愛一郎

櫻井一郎

平田雄一郎

坂口洋一郎

馬端大介

田中稔彦

下川公一郎

高平隆幸

鉄本行廣

友田孝行